

# こんにちは、 日本共産党井上けんじです



日本共産党南地区委員会 ☎ 353-6311 自宅 ☎ (F 兼) 691-3323 (携帯) 090-7880-9442  
 日本共産党京都市会議員団 ☎ 2 2 2 - 3 7 2 8 FAX 2 1 1 - 2 1 3 0  
 市会議員団ホームページ <http://cpgkyoto.jp/> E-mail [info@cpgkyoto.jp](mailto:info@cpgkyoto.jp) 2022年5月1・8日号



生活と健康を守る会懇談会(4/22)で声を聴く

## 市長は「財政危機」と言うなら、増収の可能性追求にもっと必死になるべき

4月21日の議会で、井上議員が、「株の売買等で得た所得の市民税も、現行4%でなく、他の収入と同じ8%の税率とすべき。『財政危機』と言って市民にしわ寄せしながら、財源確保に真剣に取り組まないのは許せないと追及しました。

市民税は、均等割+所得割。均等割は、3,500円(府民税は2,100円)、所得割は、簡単に言って、所得(収入-必要経費)×8%(府民税は2%)。京都市民は、府民税も市に払い、市がまとめて府に払います。

例えば賃金と年金など複数の収入がある場合、所得を合計して8%を掛け、税金額を計算します。総合課税と言います。税金の集め方の基本です。

**ところが、何と、**次の文と表は、市の資料からのコピーです。

### 総合課税を行わない所得等の課税の特例

個人が土地・建物等、又は株式等を、譲渡した場合の譲渡所得等及び先物取引を行った場合の雑所得等に対する所得割については、他の所得と区分して課税することになっています。

区 分	市 民 税	府 民 税
上場株式等の係る譲渡所得等	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×4%	上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額×1%
一般株式等に係る譲渡所得等	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×4%	一般株式等に係る課税譲渡所得等の金額×1%
上場株式等に係る配当所得等	上場株式等の配当等に係る課税配当所得等の金額×4%	上場株式等に係る課税配当所得等の金額×1%
先物取引に係る雑所得等	先物取引に係る課税雑所得等の金額×4%	先物取引に係る課税雑所得等の金額×1%
土地・建物等を譲渡した場合の譲渡所得等	6種類の区別がありますが、省略します。 市民税率は4%が多いなどいずれも8%よりはずっと低い税率。府民税も、いずれも2%より低い。	

つまり、株式の売買等による所得は「分離課税」といって、別に計算。4%の低税率となっています。要するに、半額の大盤振る舞い、株主等優遇税制です。

の市の例  
税ば所得税  
目、と4ば  
収それ同%、  
入れ同じの左  
のだじの欄の  
2け8%を、  
倍で%に、  
の、に、の、  
税そす他、

では、純今収  
詳細市との  
な現税務統  
状デ計  
ー計  
夕書り  
が

率員すせが  
改は、るん  
善、資、が  
だ、「料、  
だけ、讓辛  
で、渡、う  
、所、じ  
30得、井  
数の上、  
億税議、  
在

5月1日・8日付は「赤旗日曜版」「京都民報」とも、それぞれ合併号となりますので、このニュースも同様の発行とさせていただきます。8日の配達はありません。ご理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

### 憲法を暮らしと外交、地方自治に生かそう 憲法集会

5月3日(火)  
昼2時45分～  
(於)円山音楽堂

場剣上望にも国で体はしかかなは、し  
かに議も、言すがあてれが、しか  
ら要員出辛こい。独るい、ら、都  
の望はしうのなし自とま各、市  
質せ、てじ課りかにしす自国、の  
問よ、「いて題のし決、めも一、法  
で「もま、で市、めも一、法  
しとつす改はと普る、定を律、  
たのと。善、し段べ自の拘に、  
。立真井要国てはき治幅束書り

し  
収を目指す  
増とになるハズと紹介、  
更に、市自身がもった  
試算を明らかにし、  
収を指すべきと指摘